生駒市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、生駒市が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る工事成績 評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

- 第2条 評定は、原則として建設工事請負契約を締結する全ての工事(随意契約で締結する工事を除く。)について行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、評定の考査項目に大部分該当しない工事、緊急やむを得ない事由により行う工事等で、市長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、生駒市建設工事監督要領に定める・ 監督職員及び工事の請負契約に定める検査を行う者(以下「検査職員」という。)とす る。

(評定の方法)

- 第5条 評定は、別に定める生駒市建設工事成績評定運用ガイドラインに基づき必要な 事項について、工事ごとに的確かつ公正に行うものとする。
- 2 前項の規定により評定された結果(以下「評定結果」という。)は、検査職員が次の 表により評定点と評価を工事成績評定表(様式第1号。以下「評定表」という。)に記 録するものとする。

評価	А	В	С	D	E
評定点	80以上	79~70	69~60	59~50	49以下

(評定の時期)

- 第6条 監督職員は工事が完成したときに、検査職員は検査を実施したときにそれぞれ 評定を行うものとする。
- 2 検査の結果、当該工事に手直し等が生じたときは、手直し等を実施する前に評定を 行うものとし、手直し等を実施した後の再評定は行わないものとする。

(評定結果の報告)

第7条 検査職員は、評定後遅滞なく、市長に評定結果を評定表により報告するものと する。 (評定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による評定結果の報告があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に工事成績評定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(評定の修正)

- 第9条 市長は、前条の規定による通知をした後、当該評定点を修正する必要があると 認められるときは、修正しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の 受注者に工事成績評定結果再通知書(様式第2号)により再通知するものとする。 (説明請求等)
- 第10条 前2条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算し7 日以内に、市長に対して書面により評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、評定者から意見を聴き、工事評定に係る回答書(様式第3号)により速やかに回答するものとする。

(評定結果の公表等)

- 第11条 市長は、第8条から前条までに規定する手続がすべて完了した後、工事成績 評定結果通知書又は工事成績評定結果再通知書の写しを契約検査課において閲覧に供 すると共に、評定結果のデータをホームページ上で公表するものとする。
- 2 前項の閲覧及び公表する期間は、公表を行った日の属する年度の翌年度末までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行日の日以後に締結する建設工事請負契約に係る 工事について適用する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成21年6月8日から施行する。 附 則

この要領は、平成21年7月15日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

工事成績評定表

☑ 完成 □ 一部完成 □	出来形 中間	年	月	日
工 事 名				
契 約 金 額	当初: 円 最終:			円
契 約 工 期	自: 年 月 日 至:	年	月	日
完 成 年 月 日	年 月 日			
完成検査年月日	年 月 日			
受 注 者 名				
現場代理人氏名				
監 理 技 術 者 等 氏 名				
監 督 責 任 者 氏 名				
監督職員氏名				
検 査 職 員 氏 名				
① 監督職員評定点	点			
② 監督責任者評定点	点			
③ 検 査 職 員 評 定 点	点			
④ 法 令 遵 守 等	点			
⑤ 評 定 点 合 訁	十 点(評価)		

- 注1) 評定点合計⑤= (①×0.4+②×0.2+③×0.4) -④
 - 2) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
 - 3) ④法令遵守等は、工事担当課長が記入する。

様式第2号 (第8条、第9条関係)

生 〇 第 号 年 月 日

)

(契約の相手方)

商号又は名称

代表者氏名 様

生駒市長

工事成績評定結果 (再)通知書

貴社が受注した工事について、生駒市建設工事成績評定要領に基づき評定を行いました ので、その結果を下記のとおり通知します。

なお、評定結果に疑義があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して書面により説明を求めることができます。回答は書面で行います。

記

- 1. 工 事 名
- 2. 工 種
- 3. 配置技術者(主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐)
- 4. 現場代理人
- 5. 完成検査年月日
- 6. 評定(修正評定)結果 点 (評価
- 7. 説明を求める 〒(郵便番号) 住 所 書面の提出先 (工事成績評定担当部所名) TLL(電話番号)(内線番号)

生 〇 第 号 年 月 日

様

生駒市長

工事成績評定に係る回答書

下記の通り回答します。

記

- 1. 工事名
- 2. 工事成績評定の説明